

COP7 で法的文書の合意成立

日本政府は、直ちに批准の意思表示と国内対策の具体化を！

2001年11月10日（モロッコ：マラケシュにて）
地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）

法的文書についての合意が成立

11月10日、気候変動枠組条約第7回締約国会合（COP7）は、京都議定書の具体的な運用ルールについての法的文書に合意し、閉会した。

法的文書の合意が成立したことは、京都議定書が批准可能になったことを意味し、京都議定書は2002年の発効に向けて大きく前進した。今回合意された具体的な運用ルールは、ボン合意の内容を基本的に受け継ぎ、地球温暖化を防止する第一歩として有効な運用ルールと評価できる。

1995年のCOP1から6年半、1997年の京都議定書の合意から4年に及ぶ議定書交渉が実を結んだことを心から喜びたい。

最後まで交渉を妨害した日本

しかし、残念ながら合意された法的文書は、日本政府などの後ろ向きの交渉姿勢により、いくつかの点でボン合意から後退させられてしまった。とりわけ、遵守制度についての合意を受け入れることを京都メカニズムの参加資格とする、とのボン合意の内容が弱められてしまった。これはボン合意の変更であり、日本などがこのCOP7でボン合意の再交渉をしたことを意味している。川口環境大臣は、11月7日の閣僚級会合で、日本はボン合意に忠実に従うとし、すべての国にボン合意の再交渉をしないよう呼びかけたが、COP7における日本政府の交渉姿勢は明らかにこのスピーチに反していた。最終的に合意したとはいえ、日本政府はCOP6、COP6再開会合に引き続き、このCOP7でも交渉の進展を妨害し続けたことにより、再び日本に対する国際的な信頼を大きく損ねる結果となった。

日本政府は直ちに批准の意思を表明し、国内対策の具体化を

具体的運用ルールの合意により、京都議定書は批准可能となった。日本政府は、直ちに京都議定書の批准の意思を明らかにすべきである。

また、具体的な運用ルールが決まったことにより、各締約国は国内での地球温暖化防止対策に取りかかれるはずである。とりわけ、先進工業国としては世界第2位の温室効果ガスの排出国である日本は、吸収源に頼らず、国内で6%の削減義務を達成する対策の具体化に直ちにとりかかるべきである。

地球温暖化は急速に進行しており、その対策は一刻の猶予もならないことを忘れてはならない。